

事務連絡

平成29年2月21日

各地方運輸局自動車技術安全部管理課長 殿

四国運輸局自動車技術安全部管理業務調整官 殿

内閣府沖縄総合事務局運輸部車両安全課長 殿

自動車情報課登録班長

自動車の相続に係る登録申請時の戸籍謄本等の原本返却について

自動車登録令（昭和26年政令第256号）第18条において、登録の原因が相続となる場合等には、その事実を証する戸籍謄本若しくは抄本（以下「戸籍謄本等」という。）を申請書に添付しなければならないと定められているところ、今般、申請者の負担軽減を図る観点から、他の行政機関における取扱いを考慮して、現在法務省が検討している相続手続全般で利用できる相続関係情報の証明書を発行する「法定相続情報証明制度」（仮称）が新設されるまでの間、下記のとおり取り扱うこととするのでその旨管内運輸支局等に周知されたい。

記

登録の原因が相続となる登録申請書には、その事実を証する戸籍謄本等の添付を求めているところ、窓口において申請者から戸籍謄本等の返却の求めがあった場合は、当該戸籍謄本等のコピーを作成し、原本確認を行った上で戸籍謄本等の原本を申請者に返却することとする。

なお、本取扱いに伴い、警察からの捜査関係事項等照会等に基づき戸籍謄本等の原本の閲覧又は提供を依頼された場合に対応が困難となるが、捜査上特段の支障は無い旨警察庁長官官房総務課に確認していることを申し添える。